



自家用車活用事業に係る使用車両数の配分決定について

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の実施に向け、桐生市が国土交通省関東運輸局群馬運輸支局へ提出した申出書に基づき、同支局が東毛交通圏内タクシー事業者へ参入意向調査を実施した結果、市内事業者2社から参入意向があったことから、同支局が使用車両数の配分を決定し、令和6年9月10日各事業者に通知しましたのでお知らせします。

- 対 象 ○株式会社 沼田屋タクシー 桐生市新宿3丁目4-45
事 業 者 ○桐生合同自動車 株式会社 桐生市東5丁目5-35

※問い合わせは、両事業者の総務・経理室のある(株)沼田屋タクシー

Tel:0277-76-9101までお願いします。

■ 決定内容

桐生市が申し出をした車両が不足する曜日 及び時間帯における不足車両数			群馬運輸支局が配分を決定 した各事業者の使用車両数	
			沼田屋タクシー	桐生合同自動車
月曜日～日曜日	0時～14時	5台	3台	2台
月曜日～木曜日及び日曜日	17時～24時	5台	3台	2台
金曜日、土曜日	17時～24時	10台	6台	4台

- そ の 他 今後、タクシー事業者による事業実施の許可申請等を経て事業の開始となります。事業の開始時期は、実施許可を受けたタクシー事業者が準備状況等を踏まえ判断しますので、決定次第改めてお知らせします。



【問い合わせ】
共創企画部交通ビジョン推進室
担当 古川
TEL 0277-46-1111（内線386）